

## 公募型プロポーザル方式による技術提案実施公告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定による随意契約の方法により契約を締結するため、次のとおり公募型プロポーザル方式による技術提案を募集する。

令和 8 年 2 月 27 日

岡山県知事 伊原木 隆太

### 1 技術提案に付する事項

- (1) 業務名 令和 8 年度地域デジタル女子人材育成・就業支援業務
- (2) 業務内容 令和 8 年度地域デジタル女子人材育成・就業支援業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりに従うこと
- (3) 契約期間 契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- (4) 契約限度額 26,400,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

### 2 技術提案に参加できる者の資格

技術提案に参加できる者は、単体企業又は複数の企業により構成される共同企業体のいずれかとし、それぞれ次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

#### (1) 単体企業に関する要件

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。

イ 岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成 19 年岡山県告示第 332 号。以下「審査要領」という。）に基づき入札参加資格を取得した者に係る事項を一般の閲覧に供したものの（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登載されている者であること。

ウ 入札参加資格者名簿の業務種目及び格付区分が、下記（ア）から（ウ）の各要件を全て満たしていること。

（ア）大分類が「4 調査・研究（情報・通信サービスを除く）」、小分類が「1 調査・研究（社会経済分野）」であり、格付区分が A 又は B であること。

（イ）大分類が「8 情報・通信サービス」、小分類が「8 情報・通信サービスに係る調査（通信に関するものはシステムを利用するものに限る）」であり、格付区分が A 又は B であること。

（ウ）大分類が「8 情報・通信サービス」、小分類が「9 その他」であり、格付区分が A 又は B であること。

エ 入札参加資格者名簿に登載された所在地が岡山県内であること。

オ 審査要領に基づく入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

カ 岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加除外等要領に基づく入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

キ 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外の措置を受けている者でないこと。

ク 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

ケ 本技術提案業務における下記（ア）及び（イ）の各要件を全て満たしていること。

（ア）仕様書 5（1）の業務（デジタル女子人材の育成、就労・就業支援）と同種又は類似の業務に関する実績を有すること。

（イ）仕様書 5（2）の業務（地域人材プラットフォームの構築）と同種又は類似の業務に関する実績を有すること。

（2）共同企業体に関する要件

ア 共同企業体を構成する企業（以下、「構成員」という。）の数の上限は設けないが、各構成員は、本技術提案業務の実施に関して適切な役割を担うこと。

イ 各構成員が、上記 2（1）のア、イ、オからクの要件を全て満たしていること。

ウ 上記 2（1）ウの（ア）から（ウ）まで、並びにケの（ア）及び（イ）のそれぞれの要件については、構成員のうち少なくとも 1 者以上が満たしていること。

エ 共同企業体を代表する事業者（以下「代表者」という。）を選出し、応募に関する一切の手続きを代表者が行うこと。なお、代表者は、上記 2（1）エの要件を満たすこと。

オ 共同企業体は、自主結成されたものであり、業務の履行方式※に応じた共同企業体協定書を締結していること。協定書の様式は、参考様式 1 を使用するか、又はこれに準じた内容とすること。

※「共同履行型」

1 つの業務について、あらかじめ定めた出資割合に応じて、各構成員が資金、人員、機械等を拠出して共同履行する方式。

※「分担履行型」

1 つの業務について、さらに複数の業務に分かれる場合、各構成員がそれぞれ分担する業務を責任を持って履行する方式。

カ 共同履行型で結成する場合は、全ての構成員が、均等割の 10 分の 6 以上の出資比率であること。

キ 各構成員が、単体又は他の共同企業体の構成員として本技術提案に参加していないこと。

ク 技術提案参加資格確認申請書（様式第 1 号）の提出以降の構成員の変更は認めない。ただし、県がやむを得ない事情があると認めたときはこの限りではない。

### 3 契約業務に関する事務を担当する課の名称等

岡山県総合政策局政策推進課

〒700-8570 岡山市北区内山下 2-4-6

電話：(086) 226-7402

FAX：(086) 224-2143

E-mail：seisaku@pref.okayama.lg.jp

#### 4 契約条項を示す場所

上記3の場所とする。

#### 5 技術提案参加手続等

この技術提案に参加を希望する者は、技術提案参加資格確認申請書（様式第1号）等を提出しなければならない。

また、技術提案参加者は、契約担当者から提出した書類等について説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

##### (1) 仕様書等の配布期間及び場所

###### ア 配布期間

令和8年2月27日（金）から令和8年3月11日（水）までの午前9時から午後5時までとする。ただし、閉庁日を除く。

###### イ 配布場所

上記3の場所に同じ。

なお、岡山県総合政策局政策推進課のホームページからダウンロードすることもできる。（<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/2/>）

##### (2) 技術提案参加資格確認申請書（様式第1号）等の提出期間、場所及び方法

###### ア 提出書類

(ア) 技術提案参加資格確認申請書（様式第1号）

(イ) 業務実績書（様式第2号）

(ウ) 組織概要書、役員名簿が書かれたもの（会社案内等）

※(イ)(ウ)については、共同企業体の場合、構成員ごとに提出すること。

以下は、共同企業体の場合のみ提出

(エ) 共同企業体協定書の写し（参考様式1）

###### イ 提出期間

令和8年2月27日（金）から令和8年3月11日（水）までの午前9時から午後5時までとする。ただし、閉庁日を除く。

###### ウ 提出場所

上記3の場所に同じ

###### エ 提出方法

持参又は郵便若しくは信書便による送付（以下「郵便等」という。）により提出すること。郵便等による提出は、配達記録が確認できる方法（一般書留、簡易書留等）によるものとし、イの提出期間内に必着のこと。発送後であっても未着の場合は提出期間内の提出がなかったものとみなす。

また、郵便事故等については、県は一切の責任を負わない。

##### (3) 技術提案参加資格要件の審査等

###### ア 審査結果の通知

技術提案参加資格確認申請書を提出した者について、上記2の事項について審査し、不適合と認められる者に対しては、その旨を通知する。この通知を受けた者は、この技術提案に参加することができない。

###### イ 技術提案参加資格要件不適合の理由の説明要求

技術提案参加資格要件不適合通知書を受け取った者は、令和8年3月18日（水）までに、上記3の宛先へ電子メールにより、説明を求める書面を提出することができる。

(4) 仕様書等に対する質問の受付及び回答

ア 受付期間

令和8年2月27日(金)から令和8年3月11日(水)までの午前9時から午後5時までとする。ただし、閉庁日を除く。

イ 質問方法

仕様書等に対する質問書(様式第3号)を、上記3の宛先へ電子メールにより提出し、電話で届いていることを確認すること。

なお、電話又は口頭による質問には応じない。

ウ 回答方法

上記5(1)イの岡山県総合政策局政策推進課のホームページに掲載する。ただし、本技術提案に直接関係のないもの、その他回答をすること若しくは前記の回答方法が不相当と認められる質問に対しては、回答を行わないか、又は回答方法を変更する場合がある。

エ その他

技術提案書類の提出後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

## 6 技術提案

技術提案参加者は、別紙「提案書等の作成要領」により書類を作成し、次のとおり提出しなければならない。

(1) 提出書類

ア 提案書(様式第4号) 【原本1部+写し5部】

イ 企画提案書(任意様式) 【6部】

ウ 見積書(任意様式) 【原本1部+写し5部】

エ 職業紹介許可証 【写し1部】

※職業紹介を行う場合は提出すること。

(2) 提出期限

令和8年3月23日(月)午後5時必着

(3) 提出場所

上記3の場所に同じ

(4) 提出方法

持参又は郵便等(配達記録が確認できる方法(一般書留、簡易書留等)によるものに限るものとし、(2)の提出期限までに必着のこと。発送後であっても未着の場合は期限内の提出がなかったものとみなす。また、郵便事故等については、県は一切の責任を負わない。)

## 7 委託候補者の選定及び契約の締結等

(1) 委託候補者の選定

別途設置する選定委員会において、提案書等を別に定める審査基準に基づき書面により審査し、総合的に判断して契約の相手方を決定する。

(2) 審査結果

審査後、速やかに書面により通知する。

- (3) 契約の締結  
委託候補者の決定後、提出された提案内容を基本として当該事業者と岡山県で協議の上、詳細内容を決定し契約書により契約を締結する。
- (4) 契約保証金  
岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第153条及び第155条の規定による。
- (5) その他  
契約については、契約書に定める事項のほか、岡山県財務規則その他法令に定めるところによる。

## 8 不適事項

次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とする。

- (1) 技術提案に参加する資格のない者及び上記5（2）イの提出期間内に技術提案参加資格確認申請書を提出しなかった者が提案したとき。
- (2) 提案書が、上記6（2）の提出期限を過ぎて提出されたとき。
- (3) 提案書の内容に不足又は虚偽の内容があったとき。
- (4) 見積書が、上記1（4）の条件を満たさないとき。
- (5) 提案者が、上記2に定める技術提案に参加できる者の資格を喪失したとき。
- (6) その他、提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

## 9 その他

- (1) 本件に関する事項について、電話又は口頭による問合せには応じない。
- (2) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 技術提案参加者ごと（共同企業体の場合は、共同企業体ごと）に提案は1案とする。
- (4) 提出した提案書等の追加及び修正は認めない。
- (5) 提案書等の作成に要する全ての費用は、参加者の負担とする。
- (6) 提出された提案書等は、委託事業者の選定を行うのに必要な範囲内において複写することがある。
- (7) 参加者に対して、提出書等の内容について説明を求めることがある。
- (8) 提出した提案書等は返却しない。
- (9) 審査経過については公表しない。
- (10) 委託候補者の決定後、提案内容について一部調整する場合がある。
- (11) 技術提案者の名称、代表者、所在地等を公表することがある。
- (12) 情報公開の請求に基づき提出された提案書等を開示することがある。
- (13) 落札者は、契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書を提出しなければならない。なお、この誓約書を提出しないときは、当該契約の締結を拒んだものとみなすので留意すること。
- (14) 契約締結に係る経費は、全て受託者の負担とする。
- (15) 本技術提案業務については、令和8年度予算が県議会で可決され、当該予算の執行が可能になった後に契約を締結する。なお、令和8年度予算が県議会で可決されない場合は、契約を締結しない。  
また、令和8年4月1日付けでの契約を想定しているが、国の令和8年度当初予算の成立状況によっては、契約締結時期を調整する場合がある。